

平成 27 年 3 月 2 日
北海道旅客鉄道株式会社

江差線（五稜郭・木古内間）の廃止届出書の提出について

弊社は平成 27 年 3 月 2 日、鉄道事業法第 28 条の 2 に基づき、江差線（五稜郭・木古内間）の廃止届出書を国土交通大臣へ提出いたしました。概要は以下の通りです。

1. 廃止しようとする路線

江差線 五稜郭駅～木古内駅間 37.8km

2. 廃止の予定日

北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）開業日

3. 届出書提出箇所

国土交通省北海道運輸局

4. 経緯

江差線（五稜郭・木古内間）は、北海道新幹線（新青森～新函館北斗間）の開業と同時に弊社から経営分離することが決定している並行在来線であることから、3月2日、同区間の廃止届出書を提出いたしました。